

○上勝町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則

平成13年3月30日

規則第6号

改正 平成14年3月27日規則第3の1号

平成14年9月30日規則第10号

平成18年9月29日規則第25号

平成19年3月30日規則第6号

平成20年1月21日規則第3号

平成20年3月28日規則第8号

平成21年9月30日規則第10号

平成23年3月22日規則第4号

上勝町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、上勝町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第4項の規則で定める法令）

第2条 条例第2条第4項に規定する規則で定める法令とは、次の各号に掲げる法律とする。

- (1) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（条例第2条第5項の規則で定める医療）

第3条 条例第2条第5項に規定する規則で定める医療とは、次の各号に掲げる医

療とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第2項に規定する療育医療
 - (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項に規定する養育医療
 - (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5による小児慢性特定疾患治療研究事業
 - (4) 昭和48年4月17日衛発第242号による特定疾患治療研究事業
 - (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に規定する災害共済給付
 - (6) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条及び第25条に規定する地方公共団体の援助及び国の補助
- （乳幼児等医療費受給者証の交付の申請）

第4条 乳幼児等医療費受給者証の交付を受けようとする者は、あらかじめ乳幼児等医療費受給者証交付申請書（様式第1号）に町長が必要とする書類を添付して町長に提出するものとする。

- 2 乳幼児等医療費受給者証の交付の申請を行った者は、町長が所得額に関する書類等の提出を必要と認める場合には、速やかに当該書類を町長に提出しなければならない。

（乳幼児等医療費受給者証の交付）

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請を行った者が助成対象者であることを確認したときは、当該申請を行った者に対して、乳幼児等医療費受給者証（様式第2号）（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

- 2 前項の規定により交付された受給者証の有効期間は、交付の日から直近の8月31日までとする。ただし、対象乳幼児等が満15歳到達日以降最初の3月31日をこえることはできない。
- 3 受給者証の有効期間を更新しようとする者は、7月1日から同月31日までの間に、受給者証交付申請書（様式第1号）に町長が必要とする書類を添付して町長に提出しなければならない。

4 前項の規定により受給者証の有効期間の更新がなされた場合における受給者証の有効期間は、従前の受給者証の有効期間の満了の日の翌日から1年とする。ただし、対象乳幼児等が満15歳到達日以降最初の3月31日をこえることはできない。

5 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、受給者証の交付を受けた後、条例第3条第1項に規定する資格を失ったときは、直ちに受給者証を町長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付の申請）

第6条 受給者は、受給者証を破り、よごし、又は失ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出して、その再交付を受けることができる。

- (1) 受給者の氏名及び生年月日
- (2) 対象乳幼児等の氏名及び生年月日
- (3) 再交付申請の理由
- (4) 受給者証の番号

2 前項の申請が受給者証を破り、又はよごしたことによるものであるときは、同項の申請書に当該受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。

（受給者証の変更届）

第7条 受給者は、次の各号に掲げる事項について変更が生じた場合には、14日以内に変更の事項を明らかにした届書に受給者証を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 受給者の氏名
- (2) 対象乳幼児等の氏名
- (3) 住所
- (4) 加入社会保険名

2 町長は、前項の届出があったときは、当該受給者証の記載事項を訂正して速やかに受給者に返還しなければならない。

(受療の手續)

第8条 受給者は、医療を受けようとする際、条例第4条の規定によらない場合は、保険医療機関等に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 被保険者証又は組合員証

(2) 受給者証

(受給者証の返還)

第9条 保険医療機関等は、受給者に係る対象乳幼児等について診療を担当しなくなったとき、その他正当な理由により当該受給者から受給者証の返還を求められたときは、当該受給者にこれを返還しなければならない。

(支払の特例)

第10条 町長は、対象乳幼児等が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該助成対象者に対し、乳幼児等医療費を支給するものとする。

(1) 徳島県の区域外の医療機関において療養を受けた場合

(2) 医療保険各法の規定による入院時食事療養費、療養費並びに小児慢性特定疾患治療研究事業及び特定疾患治療研究事業による療養を受けた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、上勝町長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定により乳幼児等医療費の支給を受けようとする助成対象者は、乳幼児等医療療養費請求書(様式第5号)に保険医療機関等が発行する領収書、その他町長が必要と認める書類を添付して町長に提出するものとする。

(条例第5条第1項の規則で定める病院、診療所又は薬局)

第11条 条例第5条第1項の規則で定める病院、診療所又は薬局とは、次に掲げるものとする。

(1) 健保法第63条第3項第2号及び第3号に規定する病院若しくは診療所又は薬局

(2) 健保法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に認めたもの

(第三者の行為による被害の届出)

第12条 乳幼児等医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、助成対象者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに、町長に届け出なければならない。

(乳幼児等医療台帳)

第13条 町長は、乳幼児等医療費の助成について乳幼児等医療台帳（様式第7号）を作成し、常にその記載事項について整理しておかななければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日規則第3の1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日規則第10号）

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

2 この規則の施行前に交付された受給者証の有効期間は、平成15年8月31日までと読み替えるものとする。ただし、対象乳幼児が、入院については満6歳、通院については満3歳の誕生日の前日の属する月の末日をこえることはできない。

附 則（平成18年9月29日規則第25号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月21日規則第3号）

(施行期日等)

1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年3月1日から施行する。

- 2 第2条の改正後の規則の規定を適用する場合には、平成20年2月1日以前に行われた乳幼児等医療に係る支払の請求については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成20年3月28日規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月22日規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。